

議案第9号

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計条例の制定
について

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計条例を別紙のとおり
制定する。

平成25年3月6日提出

日野町長 景山享弘

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、負担金、一般会計繰入金その他の収入をもってその歳入とし、審査会業務に係る支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。